

○北信保健衛生施設組合職員定数条例

(昭和 44 年 4 月 1 日 条例第 3 号)

改正 昭和 52 年 3 月 25 日 条例第 1 号

昭和 55 年 3 月 31 日 条例第 1 号

令和 2 年 3 月 5 日 条例第 3 号

(定義)

第 1 条 この条例で職員とは、一般職の常勤の職員（臨時の職に任用された職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、40 人とする。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 5 日条例第 3 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。